

作成日 平成21年1月5日  
2頁

平成20年分 特定口座年間取引報告書

税務署長 殿

平成21年1月5日

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	ホツカイ タロウ	勘定の種類	保管
	北海道札幌市中央区南1条西10丁目	氏名	北海 太郎	口座開設年月日	平成17年12月14日
	前提出出時の住所又は居所	生年月日	昭和35年 8月 6日	源泉徴収の選択	有
(年間取引損益及び源泉徴収税額)		源泉徴収税額		千円	
譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (差損益金額)	所得金額	
一般上場分	千円 2934992	千円 2404835	千円 530157	千円 530157	
特定信用分					
合計	2934992	2404835	530157	530157	
証券業者等	所在地	(摘要)			
	札幌市中央区大通西4丁目1番地	0 - 0116 - 101			
	名称	道庁県民税株式等譲渡所得割額(住民税特別徴収税額)			
	株式会社 北海道銀行 本店営業部	15904円			
		***以上***			



「快適」をお手伝い

# 特定口座のしくみと利用ガイド

## 特定口座の概要

特定口座のメリットを生かすには

源泉徴収口座をご利用いただくと

特定口座をご利用いただくには

# HOKKAIDO BANK

投資信託をお取引のお客様は北海道銀行で  
特定口座をご利用いただけます。

【特定口座をご利用いただくと】

① 「年間取引報告書」を作成しますので、確定申告が簡単になります。

② 特定口座の中で「源泉徴収あり」口座を選択されますと、当行が税金を源泉徴収しますので、お客様は確定申告が不要となります。

### 【投資信託についての留意事項】投資信託に係るリスクについて

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。
- 投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因)により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。
- 外資建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。
- 北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱いを行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
- 投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(目論見書)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書(目論見書)」は北海道銀行の本・支店の窓口でお渡しいたします。

### 【投資信託についての留意事項】投資信託に係る費用について

- お申込時に直接ご負担いただく費用…申込手数料、**上限3.675%**(消費税込)
- ご換金時に直接ご負担いただく費用…信託財産留保額、**上限1.2%**
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
  - 信託報酬…**上限2.1%**(消費税込)
  - その他費用…上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示できません。)

特定口座をはじめとする各種税制は、今後変更される可能性があることをご承知おきください。また、運用等に関する最終決定はお客様ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイスにつきましては、税理士にご相談くださいますようお願いいたします。

(80495) 21.7



株式会社 北海道銀行  
登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号  
日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会



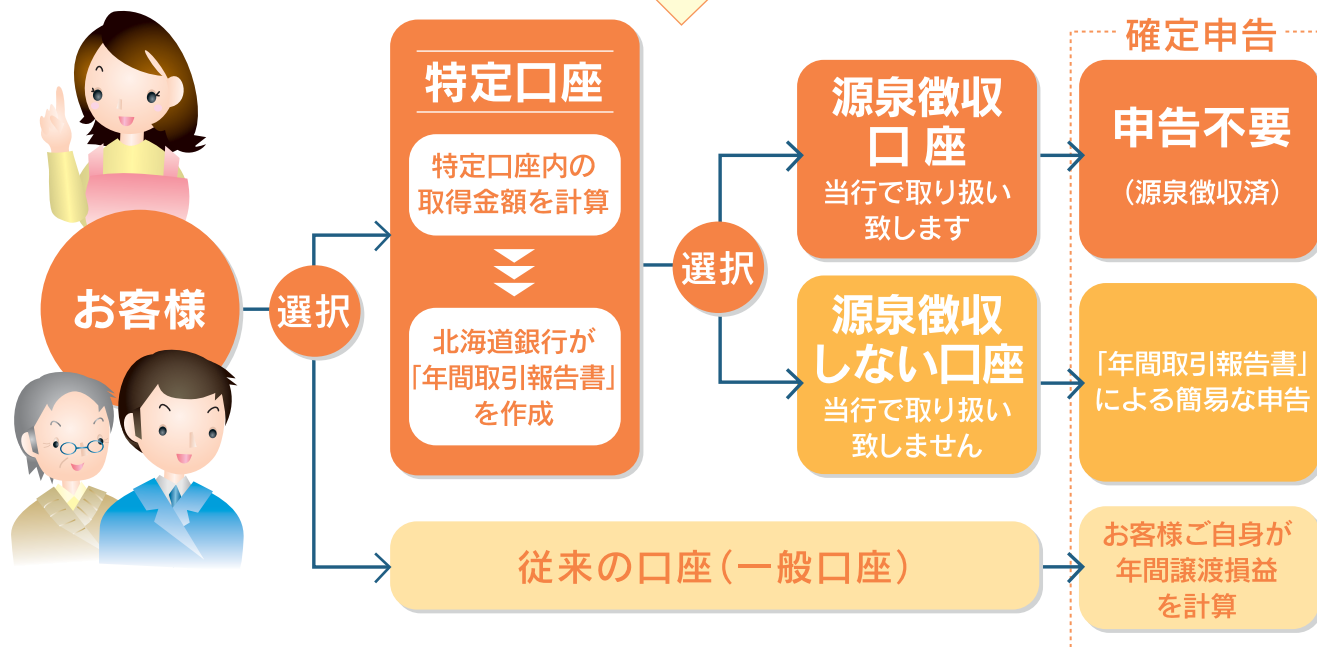
特定口座の概要

Outline

メリット

- ① 特定口座内であれば、公募株式投資信託の損益通算が自動的に行えます。
- ② 譲渡損益を計算し、所得税の源泉徴収を行います。
- ③ 源泉徴収を選択しない場合でも、特定口座内で簡易な確定申告が可能となります。

公募株式投資信託の換金時の所得税納付の流れ

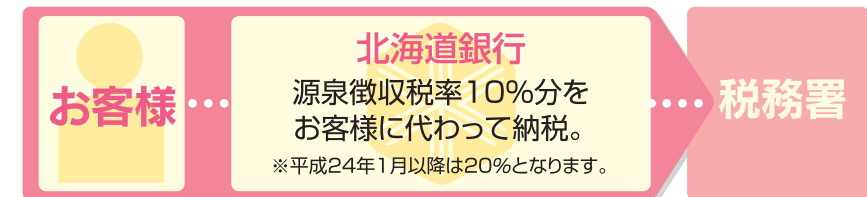


源泉徴収口座をご利用いただくと

Mechanism

源泉徴収口座のしくみ

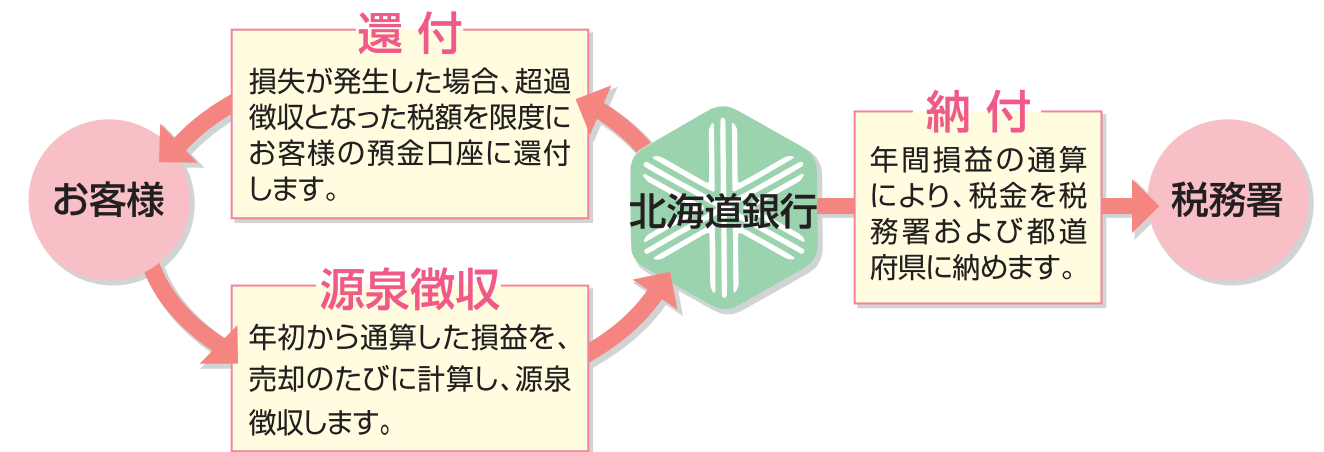
特定口座をご利用いただき、源泉徴収口座を選択していただいた場合は、確定申告する必要はありません。



※当行は「源泉徴収口座」のみを取扱い致します。なお、「譲渡損失の3年間繰越控除」を利用される場合、あるいは他の金融機関の特定口座で生じた損益と通算する場合は確定申告が必要です。

税金が還付される場合があります。

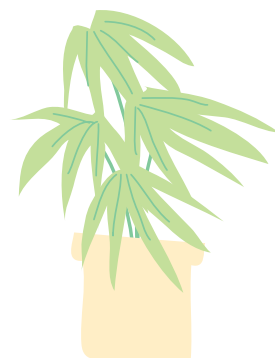
年初から通算して利益が発生している場合には、当行が税金を徴収し、損失の場合には徴収した税額を限度にお客様に還付し、税務署および都道府県に納めます。



特定口座のメリットを生かすには

Advantage

- ① 平成21年1月以降、公募株式投資信託の「解約益」・「償還益」の所得区分が「配当所得」から「譲渡所得」に変更となり、損益通算が可能となりました。
- ② 平成22年以降は、源泉徴収口座に公募株式投資信託の収益分配金(特別分配金を除く)が組入れ可能となり、特定口座内での譲渡損失との損益通算ができるようになり、さらに便利になります。



特定口座をご利用いただくには

Application method

窓口でお取り扱いしております。

- 特定口座は1金融商品取引業者1口座しかお申込みいただけません。
- 投資信託のお取引店で受付いたします。お取引店以外では、受付できません。

お申込に必要な書類等

- 特定口座の申込書等
- 本人確認書類(運転免許証、住民票、各種健康保険証等)
- 投資信託受益権振替決済口座のお届出印



※一般口座から特定口座への組入れは、平成21年5月31日で終了しました。